

介護老人保健施設「葵の園・美浜」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「葵会」の開設する介護老人保健施設「葵の園・美浜」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり、「千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月19日公布千葉市条例第61号)並びに「千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月19日公布千葉市条例第66号)第8章及び第10章に定める規定によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保健施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保健施設サービス 短期入所療養介護		通所リハビリテーション		職 務	備 考 (兼務等の 状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人	人	施設、職員及び 業務の管理	医師兼任
医 師	1	1			利用者の健康管理	
薬 剤 師	委託				薬の調剤	
看護職員	12				利用者の看護	
介護職員	40		4		利用者の介護	
支援相談員	3				利用者家族の 相談援助	
理学療法士 作業療法士	6		2		機能回復訓練の 実施	
管理栄養士	1				利用者の栄養管理	
介護支援 専 門 員	2				ケアプランの策定	相談員兼任
調 理 員	委託				入所者の食事調理	
事務職員	3				事務全般	
その他職員						
合 計	69	1	6			

非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス 120名 (内、認知症専門棟 40名)
(指定短期入所療養介護含む)

(2) 指定通所リハビリテーション 40名

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入 浴
- 三 機能訓練
- 四 食 事
- 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
- 六 レクリエーション、家族との交流

(2) 指定短期入所療養介護

前号に定めるサービス及び送迎サービス

(3) 指定通所リハビリテーション

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入 浴
- 三 機能訓練
- 四 食 事
- 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
- 六 送迎サービス

(利用料その他の費用)

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1～3割とする。

(2) 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算出した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

(3) 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。

(4) サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(身体の拘束)

第9条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会定期的に開催するとともに、その結果 について従業者に周知徹底を図る。

(3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(4) 身体的拘束等の適正化のための期的な研修を年2回実施する。

(虐待の防止)

第10条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果 について従業者に周知徹底を図る。

(3) 虐待防止のための指針を整備する。

(4) 虐待を防止するための定期的な研修を年2回実施する。

(5) 前1から4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第11条 事業所は当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を年2回実施する。

(食事の提供)

第12条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

一	朝食	午前	8時から
二	昼食	午後	12時から
三	夕食	午後	18時から

第5章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第13条 指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始(12月31日から1月3日)は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時45分から午後16時15分までとする。
ただし、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第14条 指定短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、千葉市、及び隣接市町村の区域とする。

- (2) 指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、千葉市及び施設から約10kmの範囲の地域とする。

第7章 サービスの利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第15条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第16条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第17条 利用者は、施設の清掃、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第18条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第19条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (2) 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。
- (3) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画書」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。また、定期的に業務継続計画の見直しをする。
- (4) 業務継続計画のための定期的な訓練及び研修を年2回実施する。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第20条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第21条 協力病院は、次のとおりとする。

- 一 協力医療機関名 医療法人 浄光会 千葉みなと病院
診療科目 内科、外科、整形外科、胃腸科、肛門科
所在地 千葉県千葉市美浜区幸町1-12-6
- 二 協力医療機関名 稲毛病院
診療科目 外科、内科、胃腸科、整形外科、泌尿器科
所在地 千葉県千葉市稲毛区小仲台2-3-16

三 協力医療機関名 医療法人社団 福生会 斎藤労災病院
診療科目 内科、整形外科、泌尿器科、消火器内外科、リハビリテーション科
所在地 千葉県千葉市中央区道場南 1-12-7

四 協力歯科医療機関名 医療法人社団 郁栄会 寒竹歯科医院
診療科目 訪問歯科診療、一般歯科、小児歯科、口腔外科
所在地 千葉県千葉市美浜区高洲 4-1-9 郁栄ビル 2F

(会計区分)

第 2 2 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第 2 3 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 葵会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

サービス利用料及びその他費用

(単位：円)

		介護保健施設サービス	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
1	食事代（一日当たり）	第1段階 300 第2段階 390 第3段階① 680 第3段階② 1,420 第4段階 2,170	第1段階 300 第2段階 600 第3段階① 1,030 第3段階② 1,360 第4段階 2,170	
2	食事代（一食当たり）	×	第1段階～第3段階 朝食 440 昼食 525 夕食 480	第4段階 670 780 720
3	入所者選定の特別な食事	実費	実費	
4	居 住 費	(従来型個室) 第1段階 550 第2段階 550 第3段階① 1,370 第3段階② 1,470 第4段階 1,778 (4人室) 第1段階 0 第2段階 430 第3段階①② 430 第4段階 660	(従来型個室) 第1段階 550 第2段階 550 第3段階①② 1,370 第3段階①② 1,470 第4段階 1,778 (4人室) 第1段階 0 第2段階 430 第3段階①② 430 第4段階 660	

	通所	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
1	食事代（一食当たり）	昼 食 880
2	入所者選定の特別な食事	実費

※その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、
積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

サービス利用料及びその他費用

(単位：円)

		介護老人保健施設サービス	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
5	おむつ代	《外泊時》 紙フラット 121 紙パンツ 165 尿とりパット 55	《外泊時》 紙フラット 121 紙パンツ 165 尿とりパット 55	紙フラット 121 紙パンツ 165 尿とりパット 55
6	理美容代	実費		
7	特別室料（従来型個室）	3,300		×
8	健康管理費（予防接種）	実費		×
9	電気代（一日当たり）	132		×
10	イヤホン代（一個）	440		×
11	文書料	実費		×
12	看取り時費用	エンベール 浴衣代	7,700 4,400	×
13	日用品費 1日セット	121		×
	日用品費 単品購入	ボックスティッシュ 360、歯ブラシ 300、歯磨き粉 420、 入歯洗浄剤 25、紙コップ 20、整髪剤 1,200、 口腔保湿ジェル 1,200、その他実費		×
14	通所費用	×		連絡帳 440 連絡帳ケース 165 着替え入 165

※その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、
積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

※7以降の料金については、消費税が含まれています。